

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- (1) 調達番号 財契060
- (2) 調達件名及び数量 大阪大学豊中地区除草・樹木等剪定その他作業 一式
- (3) 請負期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日
- (4) 請負場所 大阪大学豊中地区

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者、もしくは、国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人大阪大学の競争参加資格のいずれかにおいて、令和2年度に近畿地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、仕様書の交付場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1
国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係
電話 06-6105-6236
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和2年 1月31日 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

仕 様 書

(A) 一般事項

請負の表示	大阪大学豊中地区除草・樹木等剪定その他作業 一式
請負の場所	豊中市待兼山町(大阪大学豊中地区)
請負の期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日 第1四半期 令和2年 4月 1日～令和2年 6月30日 第2四半期 令和2年 7月 1日～令和2年 9月30日 第3四半期 令和2年10月 1日～令和2年12月31日 第4四半期 令和3年 1月 1日～令和3年 3月31日
契約条項	国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。
請負の範囲	本仕様書、図面及び作業施工表により行うものとする。 実施にあたっては、必ず四半期ごとの作業実施前に、各エリアの担当係(別紙参照)に作業工程表を提出し、その際、作業にあたっての注意事項や作業内容に関する要望等を確認してから作業を行うこと。 なお、作業ごとに「作業前」、「作業中」、「作業後」を写した写真撮影記録をとること。写真はカラー写真とし、「作業前」、「作業中」、「作業後」の状況を同じ位置、同じ方向から撮影するものとし、撮影日、作業名等を記載した黒板等を一緒に写しこむものとする。 また、四半期ごとの作業完了後、別添の各エリアの作業確認書に検査補助者(別紙参照)のサインをもらい、契約課契約第五係に提出するものとし、これをもって業務の完了とみなす。
請負の概要	豊中地区の除草(笹、幼竹含む)、つる除去、樹木の剪定、雑草引き、施肥、落葉清掃及び溝清掃等を行うものとする。

(B) 特記事項

1. 除草
 - ・ 除草は笹、幼竹のすべてを含むものとし、平面、平面(手抜き)、法面、法面(手抜き)、つるの除去(フェンス面)をいう。
 - ・ 機械刈りによる雑草の刈込みは、地面から5cm以下とする。
 - ・ 植草している芝生内及び砂利内の雑草を手抜きで伐根するものとする。
 - ・ つる除去は、フェンス面を中心に伐採し、地上のものは、取り除くものとする。
 - ・ 高圧ガスボンベ庫傍での機械刈りについては、事前に担当係と協議のうえ、ナイロンワイヤーを使用するなど、十分に火気に注意を払うものとする。
2. 剪定
 - ・ 樹木全体に整枝剪定を行うこととする。ただし、教育・学生支援部及び基礎工学研究科はすべてにおいて強剪定とする。
 - ・ 道路面の樹木については、根本から2.5mの高さまでの枝を除去し、樹形巾は2.0mを目安に剪定するものとする。また、街灯を覆っている樹木は照射範囲を妨げないように剪定し、建物にかかる樹木は建物にかからないように、建物屋上に覆っている樹木は覆わないように剪定するものとする。

- ・ 民間の居住区域との境界線上にある樹木は境界線を越えないように剪定するものとする。
 - ・ 待兼山庭園のクロマツは手揉み剪定とする。
 - ・ 低木は上面・両側面及び端面とも刈込みする。
 - ・ サクラの剪定は切返し剪定とし、切り口には必ずペースト状の殺菌剤(トップジンMペースト等)を塗布するものとする。
 - ・ カイズカイブキの剪定において、緑白色の針状の葉(先祖返りを起こした葉)があるものは、これを枝もとから除去するものとする。
3. 雑草引き 植込み内の雑草を手抜きで伐根するものとする。
4. 施肥 樹木の根本に分散埋込みを行うものとする。
- | | |
|-----------------|--|
| (理学研究科) | 大高の森その他周辺
冬肥 : 鶏糞・油粕・配合肥料・骨粉
(施肥の配合割)
鶏糞・油粕・配合肥料・骨粉=5:3:1:0.5
(施肥量)
低木 1.5kg/1㎡ |
| (文学・法学・経済学研究科) | 文・法・経本館棟周辺 |
| (文学・法学・経済学研究科) | 文・法・経その他棟周辺 |
| (文学・法学・経済学研究科) | 浪高庭園
夏肥 : 化成肥料8-8-8
(施肥量)
低木 20g/1㎡ |
| (総合学術博物館待兼山修学館) | ボックスウッドのみ
夏肥 : 化成肥料8-8-8
(施肥量)
低木 20g/1㎡
冬肥 : 鶏糞・油粕・配合肥料・骨粉
(施肥の配合割)
鶏糞・油粕・配合肥料・骨粉=5:3:1:0.5
(施肥量)
低木 1.5kg/1㎡ |
| (資産決算課) | 待兼山庭園
冬肥 : 油粕
(施肥量)
低木 0.3kg/1㎡ |
| (教育・学生支援部) | 学生交流棟周辺
冬肥 : 発酵リン酸肥料
(施肥量)
芝・低木 1g/1㎡
中木・高木 100g/1本 |

(基礎工学研究科)

本館中庭

冬肥 : 液体肥料

(施肥量)

低木 0.4ml/1鉢

5. 落葉清掃 落葉は、竹箒・熊手等で集積するものとする。
6. 溝清掃 土砂等を、スコップ・竹箒等で集積し、土砂は植込み箇所にもどすものとする。
7. 作業中 樹木及び建物並びに付帯設備に損傷を与えないよう善良な管理者の責任において注意するものとする。万一損傷を与えた場合は、受注者の責任において賠償するものとする。
また、機械等を使用し作業する際、通行人及び通行車両がある場合は一旦作業を中止し、安全確認後作業を再開するものとし、万一事故等が発生した場合は、受注者の責任において賠償するものとする。
なお、民有地との境界部分の作業においては、許可無く民有地に立ち入らないものとする(作業後も同様)。
8. 作業後 作業区域内の清掃を行い、発生材(散在している硝子瓶、空き缶、紙屑等及び作業で発生した枝葉・雑草等)は、拡散せぬよう集積してすべて学外に搬出し、適正に処分するものとする。なお、民有地との境界部分の作業については、作業当日毎に清掃を行い、発生材については、すべて学外に搬出し、適正に処分をするものとする。
9. 検査 四半期ごとの作業完了後は、各エリアの検査補助者立ち合いの上検査を受け、エリアごとの作業確認書に検査補助者のサインをもらい、契約課契約第五係に提出するものとし、これをもって業務の完了とみなす。
また、作業ごとの「作業前」、「作業中」、「作業後」を写した写真撮影記録は、四半期ごとに契約課契約第五係へ提出するものとする。
10. その他 その他詳細は、発注者と受注者とが協議のうえ行うものとする。

第2号様式

見 積 書

調達番号 : 財契060

調達件名 : 大阪大学豊中地区除草・樹木等剪定その他作業 一式

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電 話 番 号

[印]

※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。

※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 大阪大学豊中地区除草・樹木等剪定その他作業 一式

請負代金額 金 円也 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の8 2及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学理事 中谷 和彦 と受注者 との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面に基づいて、業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 業務は、大阪大学豊中地区構内において、これをするものとする。

第4条 契約期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第5条 受注者は、本契約に基づく資材(廃棄物)等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守すること。

第6条 受注者は発注者に対し、四半期ごとの業務完了後、完了報告書および各エリアの作業確認書を国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係に送付すべきものとする。

第7条 請負代金は、業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学財務部契約課契約第五係に送付すべきものとする。

第9条 請負代金の支払いは、四半期ごとに行い、その内訳は、次のとおりとする。

第1四半期(令和2年 4月 1日～令和2年 6月30日まで実施分)
金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

第2四半期(令和2年 7月 1日～令和2年 9月30日まで実施分)
金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

第3四半期(令和2年10月 1日～令和2年12月31日まで実施分)
金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

第4四半期(令和3年 1月 1日～令和3年 3月31日まで実施分)
金 円也(うち消費税額及び地方消費税額 円)

第10条 契約保証金は、免除する。

第11条 受注者は、業務遂行に関し、建物及び附帯設備に破損又は損傷を与えないよう注意

義務を怠ってはならない。

第12条 受注者は、樹木等に損害を与えたときは、賠償の責を負うものとする。

第13条 受注者が、本契約を理由なく履行しなかったときは、発注者は、直ちに本契約を解除することができるものとする。

第14条 業務中に事故が生じたときは、全て受注者がその責任を負うものとする。ただし、天災地変等不可抗力、又はその他受注者の責に帰することができない場合は、この限りでない。

第15条 受注者は、天災地変その他の事由により業務の実施が不可能になった場合は、直ちに発注者に通知するものとする。実施されなかった作業の請負代金は、減額するものとする。

第16条 受注者は、業務を土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日に行う場合、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。

第17条 受注者は、業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、事前に発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

第18条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第19条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争が生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決により、これを解決するものとする。

第20条 この契約について定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者と受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

発注者

吹田市山田丘1-1

国立大学法人大阪大学

理 事 中 谷 和 彦

受注者